

和歌山工業高等専門学校職員レクリエーション委員会規則

制 定 昭和41年10月11日

最近改正 令和5年11月8日

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に和歌山工業高等専門学校職員レクリエーション委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、本校職員のレクリエーションに関する次に掲げる事項を審議する。

- 一 事業の計画及び実施に関すること
- 二 予算の使用計画に関すること
- 三 その他レクリエーションに関すること

第3条 委員会は次に掲げる委員で組織する。

- 一 事務部長
- 二 総務課長
- 三 各学科及び総合教育科から選出された者各1名
- 四 総務課から選出された者1名
- 五 学生課から選出された者1名
- 六 技術支援室から選出された者1名

第4条 前条第3号から第8号までの委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第5条 委員長は、事務部長をもって充てる。

第6条 委員会は、委員長が招集し、かつ、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員が議長となる。

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

2 委員に事故あるときは、その代理者を会議に出席させることができ、表決に加わることができる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の職員の出席を求めることができる。

第8条 委員会の事務を処理するため、幹事2名を置く。

2 幹事は、総務課人事係長及び総務課課長補佐をもって充てる。

附 則

この規則は、昭和41年10月11日から施行する。

附 則

1 この規則は、昭和43年2月1日から施行する。

2 この規則により、初めて選出された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、昭和44年3月31日までとする。

附 則

この規則は、昭和46年5月21日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年6月11日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月8日から施行する。